

平成31年度川崎市消費生活モニター委嘱式 報告

- 日時 平成31年4月26日（金） 10:00から12:00まで
会場 川崎市産業振興会館12階会議室
参加者 15名（川崎市2、幸区2、中原区3、高津区3、宮前区1、多摩区2、麻生区2）
- 次第 第1部 委嘱状交付式
- 1 開式
 - 2 委嘱状交付
 - 3 あいさつ（経済労働局担当理事・産業政策部長）
 - 4 閉式
- 第2部 研修会
- 1 消費者行政センターの業務について
 - 2 消費生活モニターの業務について
 - 3 講座
テーマ「悪質商法の被害に遭わないために ～消費者力を身に付けよう～」
講師：川崎市消費者行政センター消費生活相談員
NPO法人かわさきコンシューマーネット
 - 4 その他

内容

<第1部 委嘱状交付式>

出席されたモニターの皆さんに経済労働局担当理事・産業政策部長から委嘱状を手渡しました。

委嘱状を交付した後、理事・産業政策部長から『川崎市消費生活モニター』は、日々暮らしている消費生活の中で生じる様々な問題についてご意見やご要望、ときには苦情なども寄せていただき、川崎市の消費者行政の推進に役立てていくとともに、モニターお一人お一人が知識の普及・啓発に努めていただき、地域における消費者教育の担い手になって欲しいという思いから、昭和40（1965）年度から実施している制度である。昨年度（平成30年度）



挨拶する理事・産業政策部長

に消費者行政センターに寄せられた相談は、1万件を超えた。平成29（2017）年度と比較して、約20%増加した。1万件を超えたというのも平成16（2004）年度（15,077件）以来14年ぶりのこととなった。相談の内容も、年々複雑になっており、かつ多様化したものになっている。今後一年間、色々な情報に触れるとともに、新たな知識を身につけて『賢い消費者』になっていただきたい。また、お住いの地域や町の安全・安心な消費生活が向上し、よりよい消費社会が構築できるように力を貸していただきたい。（一部抜粋）」とのあいさつがありました。



委嘱状の交付

<第2部 研修会>

消費者行政センターが実施している様々な業務や消費生活モニターに関する業務、年間スケジュールなどについて説明を行いました。

その後、消費者行政センターで実際に相談を受けている消費生活相談員から、「悪質商法の被害に遭わないために ～消費者力を身に付けよう～」というテーマで、講演をしていただきました。

モニターの皆さんも、ときにはメモをとりながら熱心に聞いていました。



センターの業務について説明



研修会の様子

